

# 一般社団法人かたわら 個人・団体会員に関する規約

2024年12月1日策定

## 第1条（目的）

本規約は、一般社団法人かたわら（以下「本法人」という）の団体会員および個人会員（以下「会員」という）に関する事項を定めることを目的としています。

## 第2条（会員の種類）

本法人の会員は、次のとおりとします。

団体会員：本法人の目的に賛同し、活動を支援する法人または団体。

個人会員：本法人の目的に賛同し、活動を支援する個人。

## 第3条（入会手続き）

1. 会員になろうとする者は、所定の手続きで申し込みを行ってください。
2. その後、理事会の承認を受けるものとする。理事会は、申請者が本法人の目的に適合すると判断した場合、入会を承認します。
3. 入会が承認された場合、本法人はその旨を申請者に通知します。
4. 海外在住の方でも入会することはできます。会費の支払い等は必要に応じてご相談ください。

## 第4条（会費）

1. 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。  
団体会員：年額 10,000 円 / 一口 / 一口以上  
個人正会員：年額 5,000 円 / 一口 / 一口以上  
個人賛助会員（サポート会員） 年額 1,000 円 / 一口 / 一口以上
2. 年度会費の対象期間は、入会月の翌月から1年間としています。
3. 会費金額は理事会の決定で変更することが可能です。

## 第5条（会員の権利）

会員は次の権利を有しています。

1. 本法人が主催する活動やイベントへの参加。
2. 本法人が発行する情報や資料の受領。
3. 会員・支援者対象のメーリングリストへの参加：会員が関わるイベント案内など最新情報を共有、または問題提起、意見交換も可能です。

### 【団体会員について】

1. 団体会員については、団体名とロゴを本法人ホームページ上でご紹介します。

## 第6条（会員の義務）

会員は次の義務を負っています。

1. 会費の納入。
2. 本法人の目的および規則の遵守。
3. 本法人の活動への支援・協力。

#### 第7条（退会）

1. 会員は、本法人に退会の意思をメールなどで伝えることで、任意に退会できます。
2. 会費が未納の場合、本法人は当該会員に通知を行い、通知後3カ月以内に支払われない場合は退会とみなすことができます。

#### 第8条（会員資格の喪失）

会員が以下のいずれかに該当する場合、理事会の決議により会員資格を喪失する。

1. 本法人の名誉を著しく毀損した場合。
2. 本法人の目的に反する行為を行った場合。
3. その他、理事会が会員として不適格と判断した場合。

#### 第9条（細則の変更）

本規則の変更は、理事会の決議によるものとする。

#### 第10条（附則）

1. 本規則は、2024年12月1日から施行する。
2. 本規則に定めのない事項は、理事会の決議によるものとする。
3. 会費の個人情報は、個人情報保護法に基づき、厳重に管理いたします。